平成２４年（フ）第７４号
愛知県豊橋市飯村北１丁目12番地の１　Ｄ―２
債務者　富永ゆかり
１　決定年月日時　平成24年４月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
５　免責審尋期日　平成24年７月２日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第７７号
愛知県豊橋市杉山町字いずみが丘43番地７
債務者　天野　信子
１　決定年月日時　平成24年４月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
５　免責審尋期日　平成24年７月２日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第８３号
愛知県豊橋市多米中町４丁目４番地の29
債務者　宮田　直美
１　決定年月日時　平成24年４月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
５　免責審尋期日　平成24年７月２日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第２９号
長崎県佐世保市高梨町15番20号　ロイヤルマンション502号、前住所長崎県佐世保市上京町７番５号
債務者　田島　大介
１　決定年月日時　平成24年４月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
５　免責審尋期日　平成24年７月６日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第５３号
長崎県佐世保市江迎町田ノ元1249番地
債務者　山内　康弘
１　決定年月日時　平成24年４月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
５　免責審尋期日　平成24年７月６日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第９１号
北海道中川郡幕別町札内桜町73番地の15　エスポワールＩＭⅢＦ号室
債務者　白木　直人
１　決定年月日時　平成24年４月25日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
５　免責審尋期日　平成24年７月19日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第９５号
北海道帯広市西４条南21丁目12番地　サンシャインコーポ西垣12号
債務者　高橋　哲夫
１　決定年月日時　平成24年４月25日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
５　免責審尋期日　平成24年７月19日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第１４７号
静岡県磐田市小島1069番地１、前住所岐阜県可児市羽生ケ丘３丁目72番地
債務者　宮下　律雄
１　決定年月日時　平成24年４月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
５　免責審尋期日　平成24年７月13日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第８１５号
川崎市中原区下小田中２丁目21番１―503　フラグランス原
破産者　伊藤　　守
１　決定年月日　平成24年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第１５号
川崎市麻生区王禅寺354番地13
破産者　松浦　昭和
１　決定年月日　平成24年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１１１号
福岡県久留米市本町17番地12　朝日プラザ六ツ門401号、前住所福岡県久留米市日吉町14番地34　デンタルアートビル４Ｆ
破産者　江渕　　修
１　決定年月日　平成24年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第９７号
栃木県足利市福居町394番地　エルディム笠原102、従前の住所栃木県足利市田中町789番地
破産者　石山　隆則
１　決定年月日　平成24年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第６９６号
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字宮前181番地４
破産者　遠藤　　実
１　決定年月日　平成24年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第３８６号
新潟市江南区横越川根町３丁目５番10号、前住所新潟市江南区いぶき野２丁目７番14号
破産者　細川　浩治
１　決定年月日　平成24年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６７３号
新潟市東区山木戸３丁目６番38号　渡辺ハイツ105号
破産者　平松　賢二
１　決定年月日　平成24年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６８８号
新潟市西蒲区巻甲1509　ホワイトハウスＢ―201、住民票上の住所新潟県燕市佐渡山2495番地
破産者　霜鳥　久男
１　決定年月日　平成24年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６８９号
新潟市中央区鳥屋野426番地５　ヒッコリーハウスＢ棟102号
破産者　井上　春三
１　決定年月日　平成24年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部